

大型商業進出で次なるステージへ

阿見吉原東

土地区画整理事業

AMI YOSIHARA HIGASHI

平成20年春号

VOL. 10

まちづくり

NEWS ニュース

～楽しみになってきたネ 阿見吉原のまち～

商業・業務施設用地：
事業予定者の決定



土地活用に関する勉強会



吉原小学校 出前講座



進みゆく商業・業務施設用地の造成工事
平成20年2月1日 撮影



阿見吉原の里に春きたる!

■商業・業務施設用地「事業予定者」が決定いたしました!

**阿見プレミアム・アウトレット
計画概要**

- 用途：アウトレットセンター
- 延床面積：約23,300㎡
- 店舗面積：約20,000㎡
- 店舗数：約100店舗
- 駐車台数：約2,500台

昨年末に行った商業・業務施設用地(約17.1ha)の公募の結果、プレミアム・アウトレットで有名な『チェルシージャパン株式会社』が事業予定者として選定されました。

今年の秋より本格的な施設工事を開始し、来年(平成21年)の初夏に「(仮称)阿見プレミアム・アウトレット」が開業される予定です。

阿見吉原地区の発展の核として、さらには県南地域の観光の目玉として大きな効果を期待しています。



▲佐野プレミアム・アウトレット



▲御殿場プレミアム・アウトレット



▲神戸三田プレミアム・アウトレット

■チェルシージャパン(株)ってこんな会社です

チェルシージャパン(株)は、日本におけるアウトレットセンターの開発、所有、運営を主な業務としている会社です。

現在、大都市100km圏の高速道路ICが近い郊外地に、全国6箇所ではプレミアム・アウトレットを運営しています。

首都圏では、静岡県御殿場市や栃木県佐野市にて運営中であり、来年秋には、阿見吉原に先がけて宮城県仙台市でもプレミアム・アウトレットをOPENする予定です。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

公式サイト<<http://www.premiumoutlets.co.jp>>

携帯サイト<www.outlets.jp>



阿見吉原に
新しい命が宿りました。
個性豊かな
『みんなに愛される子』
に育ってくれると
うれしいわ…

プレミアム・アウトレット

検索

カチッ!

■プレミアム・アウトレットとは…

アウトレットの本来の意味は…(水や煙の)『出口』や電気の『コンセント』というものでした。それが転じて『販売の経路』となり、やがて『工場直売品』～『放出品』、『値下げ品』などと意味合いを進化させつつ、現在では『商品を直接販売するリーズナブルなショッピングモール』として定着してまいりました。

その中でも、吉原にできる「プレミアム・アウトレット」は、世界各国の著名ブランド店が多数出店し、「高品質なサービス」と「非日常空間の演出」により、快適なショッピングが楽しめることで有名です。

異国情緒溢れるステキな街並みの中を散策し、ショッピングや食事を楽しむ…

成田から海外旅行に出かけた気分、新しいショッピングスタイルを楽しめる来年の夏がとて楽しみですね!



審議会等の開催や 勉強会・アンケート調査の実施



■審議会・評価委員会等の開催状況

事業の進捗しんじよくに合わせて土地区画整理審議会などを随時、開催しています。

また行政、地元代表、地元産業界などで構成する『まちづくり推進協議会』も随時、開催しています。

第2回まちづくり推進協議会

平成20年2月18日(月)
阿見町役場

- ・ 事業経過報告
- ・ まちづくりに関する意見交換会
※まちづくりアドバイザーを招いて

第11回審議会 第16回協議会

平成20年3月12日(水)
竜ヶ崎土木事務所

- ・ 仮換地の変更について (諮問第19号)
- ・ 仮換地指定について (諮問第20号)
- ・ 商業・業務施設用地の整備計画について など
※チエルシージャパン (株) を招いて

■東地区の『土地活用に関する勉強会』を実施いたしました



▼ 活発な意見交換が行われました! ▶



平成20年3月16日(日) 竜ヶ崎土木事務所

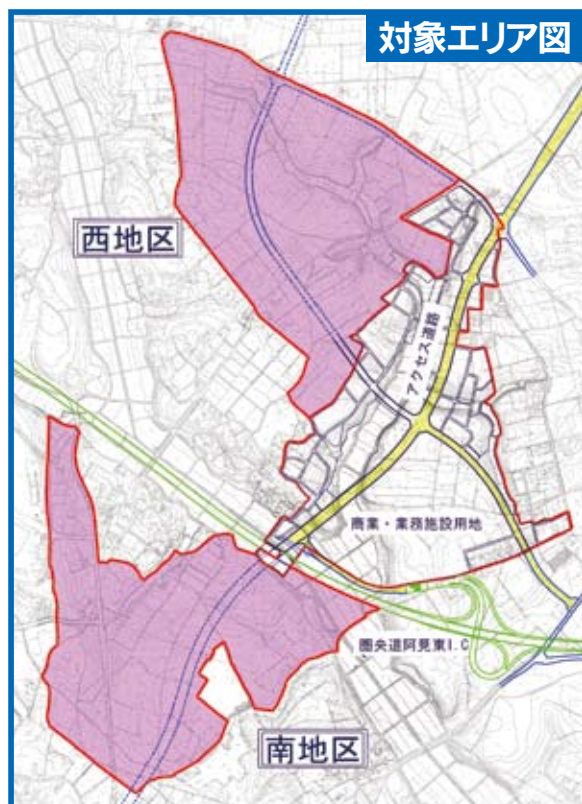
- ・ 商業・業務施設事業予定者の決定を踏まえた今後の土地活用方策について
※まちづくりアドバイザーを招いて

■阿見吉原西・南地区の『土地活用に関するアンケート調査』を実施いたしました

『圏央道やアクセス道路の開通』、『商業・業務施設用地での事業予定者の決定』など、吉原地区を取り巻く事業環境は大きく進展してまいりました。

このような状況から、阿見吉原『西・南地区』の事業化に向けた検討を進めるため、権利者の皆さまに対し、『土地活用に関するアンケート調査』を実施いたしました。(1月～3月)

今後は、このアンケートにおけるご意見を参考にしつつ、権利者の皆さま方と意見交換を行いながら検討を進めて行く予定です。



阿見吉原の里風土記

A M I Y O S I H A R A H Y G U C H I

■吉原小学校で『まちづくり出前講座』を行いました！

1月22日 阿見町立吉原小学校に伺い、吉原地区についての『まちづくり出前講座』(以下:出前講座)を行いました。

未来の吉原を担う子供たちに、現在実施している『まちづくり』や『吉原の現在・過去・未来』などの話をするにより『郷土の生い立ちに興味を抱き、地域を敬う気持ちが育ってくれば…』という先生達の思いから実現することができたイベントです。

子供たちも真剣な眼差しで授業に取り組み、沢山の意見やユニークな質問も飛び交いました。

広い意味での『まちづくり』とは『郷土を愛する人づくり』も含まれているのかもしれませんが…

この出前講座については、今後も継続的に行っていく予定です。

今回、出前講座を行うにあたり調査・作成した『資料』や『パネル』などは『吉原小学校』、『下吉原公民館』、『新山新農村集落センター』に展示しております。



▲『出前講座』全景



▲埋蔵文化財を説明する教育財団の綿引先生



▼みんな真剣な眼差し！



▲スライドで『まちづくり』を紹介！



阿見吉原の里
風土記
2
Archive

吉原小学校のみんなに聞いた、
吉原地区にできてほしいお店トップ3!

- 1位 おもちゃ屋
- 2位 本屋
- 3位 ゲームセンター



▲宇都木さんと椎の木

吉原の天然記念物 宇都木家の椎



下吉原台地の宇都木久嗣さん宅に『樹齢700年にもなるうかつ!』という大きな『椎の木』があります。県下でもここまでの『大木』は他に例を見ず、まるで『吉原の主!』とでも言うべき存在。

阿見町の天然記念物にも指定されているほどです。この『大木』の幹周りは6m以上もあり、大の男5人が手を回してやっと手を繋げるほど太いものです。近年は幹の中が空洞となり、往年の樹勢は無くなりましたが、いつの頃からか春になると、その中に『フクロウ』が巣を作り、可愛いヒナを育てている様子が伺えるそうです。

何と微笑ましい景色なこと…(*^_^*)
変わりゆくもの…変わらないもの…悠久の時を経て、今日も『椎の木』は吉原の大いなる変貌を見守っております。

※『宇都木家の椎』について、さらに詳しい情報は…

阿見町役場教育委員会生涯学習課に
お問い合わせ下さい。



現在の工事状況

AMI YOSIHARA HIGASHI

今年度は『北側街区』及び平成20年春の使用収益開始を予定している『商業・業務施設用地』の造成工事を中心に『道路の築造』『上・下水道、ガス管などの供給処理管の敷設』工事などを進めてまいりました。

来年度も引き続き、同様の工事を進めていく予定です。

今後とも、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

■平成19年度工事実施状況



▲北側街区の造成工事



▲供給処理管の敷設工事(追原・久野線)



△供給処理管の敷設工事(薬師山通り線)



△道路築造工事(南側区画道路)



商業・業務施設用地は
東京ドーム約4個分を誇る
巨大な「夢の大舞台」!

Field of Dreams
～みんなの夢が叶う場所～



※東京ドーム1個
=約4.7ha



	造成工事
	道路築造工事
	供給処理施設工事

▼見晴台からみた『商業・業務施設用地』の造成工事



みなさまへのお願い

A M I Y O S I H A R A H Y G O U C H I

【住所や氏名、権利などが変わるときにはご連絡ください】

住所や氏名、また所有権などの変更があった場合には、お手数ですが竜ヶ崎土木事務所阿見吉原地区整備課までご連絡ください。

今後、重要な通知などをお届けできなくなったり、換地上の支障が出たりすることもありますので、ご協力をお願いいたします。

また、家屋の建築を行う場合や融資などにより金融機関に提出する各種証明書が必要になった場合も、当事務所に所定の用紙をご請求ください。

◎住所が変わったとき

◎所有権などの権利が変わったとき

◎土地の分合筆などをしようとするとき

……ご連絡ください



◎土地の形質などの変更及び建築物などの新築・増築・改築を行うとき

地区内において、次のような建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第76条（建築行為等の制限）の規定に基づき、阿見町長の許可が必要です。

ただし、その建築行為等が将来事業進行の障害になる場合など、許可にならないものもありますので、

事前に当事務所にご相談ください。

- ◆ 建築物（家屋など）や工作物（看板など）の新築、改築又は増築
- ◆ 盛土、切土、埋め立て等による土地の形質の変更
- ◆ 重量が5トンを超える物件（分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものは除く。）の設置又は堆積

◎『仮換地証明』や『底地証明』等が必要となったとき

……**証明書交付願用紙をご請求ください** ※インターネットのホームページからのダウンロードが可能になりました。

【工事区域の周辺のみなさまへ】

ご迷惑
おかけして
おります。



当地区では、宅地や施設設備に関わる様々な工事を実施しており、工事区域周辺のみなさまには大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入りなどには十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようご協力をお願いいたします。

なお、地区内の町道は従来通り通行できますが、一部工事用道路としても利用しておりますので、通行の際はご注意ください。

特にこれからは、子供たちも春休みに入りますので、ご家庭において【工事現場への立ち入りが非常に危険であること】をよくお伝えくださるよう、お願い申し上げます。

【不法投棄の防止】

不法投棄を発見した方は、阿見町役場、牛久警察署または、竜ヶ崎土木事務所までご連絡ください。また不法投棄車両の車種・ナンバーなどを確認できた場合も、合わせてご連絡ください。

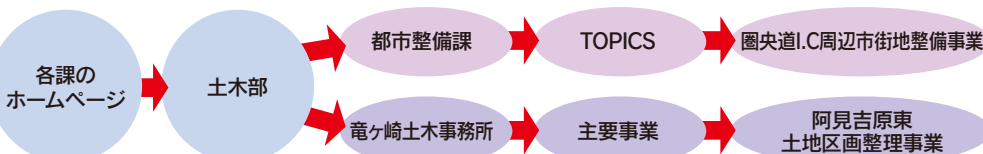
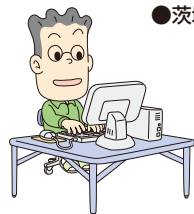
みんなで美しい吉原地区を不法投棄から守って行きましょう。よろしくお願いたします。



【阿見吉原地区の詳しい情報を知りたい方は今すぐホームページへアクセス】

「計画の概要」や「事業新着情報」などが紹介されています！

●茨城県庁のホームページアドレス <http://www.pref.ibaraki.jp>



【阿見吉原地区に関するお問い合わせは…】

茨城県竜ヶ崎土木事務所 阿見吉原地区整備課

〒301-0007 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35

TEL:0297-65-3411 (内線21・39) FAX:0297-65-1415

まちづくりについての「ご意見」や「ご質問」など、お気軽にご相談ください。



アミラ



環境にやさしい大豆油インキを使用しています

発行日 平成20年3月25日